

第120号議案

長崎市健康づくりセンター条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要	2
2 改正の内容	3 ～ 4
3 使用料の再算定	5 ～ 6
4 新旧対照表	7 ～ 9
【参考 1】 条例施行規則で制定するもの	10 ～ 14
【参考 2】 使用料・手数料の算定方針	15 ～ 20
【参考 3】 使用料の改定	21 ～ 22
【参考 4】 使用料・手数料の見直しに伴う 指定管理者制度導入施設への対応について	23 ～ 25

南総合事務所
令和7年 9 月

1 改正の概要

(1) 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

(2) 対象条例（南総合事務所所管分）

条 例	施設名
長崎市健康づくりセンター条例	長崎市健康づくりセンター

2 改正の内容

使用料（利用料金の基準額）の改定（別表（第4条関係））

（1）入館料：1回あたり

ア 浴場

区 分		現 行	改正案
一般	当日券	310円	460円
	回数券	12回分 3,100円	11回分 4,600円
小学校の児童又は 中学校若しくは高 等学校の生徒	当日券	150円	230円
	回数券	12回分 1,500円	11回分 2,300円
団体（10人以上）		1人につき 200円	使用料・手数料の算定方針 に基づき、団体割引は設定 しない。

イ 健康増進室

区 分		現 行	改正案
一般	当日券	200円	400円
	回数券	12回分 2,000円	11回分 4,000円
中学校又は高等学 校の生徒	当日券	－	200円
	回数券	－	11回分 2,000円

※健康増進室は、小学校の児童及び未就学児は危険なため利用不可

2 改正の内容

ウ 健康増進室及び浴場の両方を利用する場合

区 分		現 行	改正案
一般	当日券	410円	610円
	回数券	12回分 4,100円	11回分 6,100円
中学校又は高等学校の生徒	当日券	－	300円
	回数券	－	11回分 3,000円

※健康増進室は、小学校の児童及び未就学児は危険なため利用不可

(2) 貸館料：1時間あたり

区 分	現 行			改正案
	貸室利用料のみ (条例に規定) ①	冷暖房設備利用料 (規則に規定) ②	合計 (①＋②)	
多目的室	540円	220円	760円	1,060円
研修室	880円	320円	1,200円	1,680円
調理実習室	880円	220円	1,100円	1,540円

3 使用料の再算定

(1) 算定結果 (入館施設・通常算定)

カテゴリー	施設名称	総コスト (R6年度) ①	年間目標者数 ②	コスト/人 ③ (①÷②)	受益者負担率 ④
健康増進・入浴施設	長崎市健康づくりセンター	114,741,823円	72,580人	1,581円	100%

使用料項目	現行料金 ⑤	再算定結果 ⑥ (③×④)	激変緩和 措 置 ⑦	最終結果 ⑧	増 減 ⑨ (⑧-⑤)	こども料金 ⑩ (⑧×50%)
浴場	310円	1,581円	460円	460円	150円	230円
健康増進室	200円	1,581円	400円	400円	200円	200円

3 使用料の再算定

(2) 算定結果 (貸館施設・通常算定)

カテゴリー	施設名称	総コスト (R6年度) ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	実稼働率 ④	コスト/㎡ ⑤ $\left(\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right)$	受益者負担率 ⑥
健康増進・入浴施設	長崎市健康づくりセンター	114,741,823円	272.6㎡	3,696時間	22.26%	511.60円	100%

使用料項目 (㎡) ⑦	現行料金 ⑧	現行料金内訳		コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	最終結果 ⑫	増 減 ⑬ (⑫-⑧)
		貸室 利用料	冷暖房設備 利用料					
多目的室 (87.32)	760円	540円	220円	44,674円	44,674円	1,060円	1,060円	300円
研修室 (107.55)	1,200円	880円	320円	55,024円	55,024円	1,680円	1,680円	480円
調理実習室 (77.73)	1,100円	880円	220円	39,767円	39,767円	1,540円	1,540円	440円

4 新旧対照表

改正前	改正後
○長崎市健康づくりセンター条例 平成16年9月30日 条例第50号 第1条から第15条（略） 別表（第6条関係） （平21条例26・追加・平25条例48・平31条例8・一部改正）	○長崎市健康づくりセンター条例 平成16年9月30日 条例第50号 第1条から第15条（略） <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 <u>（経過措置）</u> 2 改正後の長崎市健康づくりセンター条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請に係る利用料金について適用し、施行日前にされた申請に係る利用料金については、なお従前の例による。 3 施行日前に発行された改正前の長崎市健康づくりセンター条例別表第1項に規定する回数券は、施行日以後においても使用することができる。 別表（第6条関係） （平21条例26・追加・平25条例48・平31条例8・一部改正）

4 新旧対照表

改正前					改正後				
1 健康増進室及び浴場の利用に係る基準額					1 健康増進室及び浴場の利用に係る基準額				
区分		金額			区分		金額		
		当日券	回数券（12回分）	団体（10人以上）			当日券	回数券（11回分）	
健康増進室	一般	円 200	円 2,000		健康増進室	一般	円 400	円 4,000	
浴場	一般	310	3,100	1人につき 200円		中学校又は高等学校の生徒	200	2,000	
	小学校の児童又は幼児	150	1,500		浴場	一般	460	4,600	
健康増進室及び浴場の両方を利用する場合	一般	410	4,100			小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	230	2,300	
					健康増進室及び浴場の両方を利用する場合	一般	610	6,100	
備考					備考				
1 「一般」とは、12歳以上の者（小学校の児童を除く。）をいう。					1 「一般」とは、12歳以上の者（小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。）をいう。				
2 「幼児」とは、就学前の者（4歳未満の者を除く。）をいう。									

4 新旧対照表

改正前	改正後																				
2 多目的室、研修室及び調理実習室の利用に係る基準額	2 多目的室、研修室及び調理実習室の利用に係る基準額																				
<table><tr><th>区分</th><th>金額</th></tr><tr><td>多目的室（占用して利用する場合に限る。）</td><td>円 <u>540</u></td></tr><tr><td>研修室</td><td><u>880</u></td></tr><tr><td>調理実習室</td><td><u>880</u></td></tr><tr><td colspan="2">備考 [略]</td></tr></table>	区分	金額	多目的室（占用して利用する場合に限る。）	円 <u>540</u>	研修室	<u>880</u>	調理実習室	<u>880</u>	備考 [略]		<table><tr><th>区分</th><th>金額</th></tr><tr><td>多目的室（占用して利用する場合に限る。）</td><td>円 <u>1,060</u></td></tr><tr><td>研修室</td><td><u>1,680</u></td></tr><tr><td>調理実習室</td><td><u>1,540</u></td></tr><tr><td colspan="2">備考 [略]</td></tr></table>	区分	金額	多目的室（占用して利用する場合に限る。）	円 <u>1,060</u>	研修室	<u>1,680</u>	調理実習室	<u>1,540</u>	備考 [略]	
区分	金額																				
多目的室（占用して利用する場合に限る。）	円 <u>540</u>																				
研修室	<u>880</u>																				
調理実習室	<u>880</u>																				
備考 [略]																					
区分	金額																				
多目的室（占用して利用する場合に限る。）	円 <u>1,060</u>																				
研修室	<u>1,680</u>																				
調理実習室	<u>1,540</u>																				
備考 [略]																					

【参考 1】 条例施行規則で制定するもの

附属設備使用料と減免については、条例に基づき、規則に制定する。

1 附属設備の利用料金の基準額

項 目		現 行	改正案	考え方
リラクゼーションカプセル		310円	廃止	使用開始から長期間（23年）が経過し劣化が著しく、利用者も少ないことから、令和 7 年度末で廃止とする。
冷暖房設備	研修室	320円		冷暖房設備は施設の使用にあたり、当然使用することが明らかな附属設備とし、冷暖房設備に係るコストは施設の利用料金の算定コストに包含することから、冷暖房設備の利用料金は廃止する。
	調理実習室	220円		
	多目的室	220円		

【参考 1】 条例施行規則で制定するもの

2 減 免

(1) 入館施設（健康増進室、浴場）

ア 方針に基づく共通減免適用分

現 行		改正案	
項 目	減免率	項 目	減免率
本市に住所を有する者で、70歳以上のもの	50%	廃止	—
本市に所在する小学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校（同条に規定する特別支援学校の小学部を含む。）をいう。第4項第3号において同じ。）の児童が土曜日に利用する場合	100%	廃止	—
本市に所在する中学校（学校教育法第1条に規定する中学校（同条に規定する特別支援学校の中学部を含む。）をいう。第4項第3号において同じ。）の生徒が土曜日に利用する場合	100%	廃止	—

【参考1】 条例施行規則で制定するもの

イ 方針に基づく施策推進適用分

現 行		改正案		考え方
項 目	減免率	項目	減免率	
本市に住所を有する者で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳を所持するもの	50%	身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者	本市に在住する者 100% 本市に在住する者以外の者 50%	障害の特性により、就労等が困難な方や介護費用、医療費等の負担が大きいことなどから経済的負担軽減を図り、自立及び社会参加を促すため。

ウ その他市長が特に必要と認める分

現 行		改正案		考え方
項 目	減免率	項目	減免率	
その他市長が特別の理由があると認める者	市長が定める額	市長が特に必要と認めるとき	減免理由に応じて、減免率を100%または50%とする	市の施策を推進するため。 ただし、減免の実施は、歳入を減少させ市の財政に影響を与えることを念頭に、真に必要なものに限定する。

【参考 1】 条例施行規則で制定するもの

(2) 貸館施設（多目的室、研修室、調理実習室）

ア 方針に基づく共通減免適用分

現 行		改正案	
項 目	減免率	項目	減免率
本市又は本市の機関が主催し、又は共催する行事に利用するとき	100%	本市及び本市の機関が自ら使用する場合及び市が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	100%

イ 方針に基づく施策推進適用分

現 行		改正案		考え方
項 目	減免率	項 目	減免率	
本市に所在する心身障害者団体若しくはその育成団体又は社会福祉事業を行う団体がその目的達成のための行事に利用するとき	100%	本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体がその目的達成のために施設を利用するとき	100%	障害者の社会参加を促進する公共性が高い活動であるため。
		本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	50%	社会福祉に関する公益性が高い活動で、社会福祉施策の推進に貢献できるため。なお、コミュニティ活動施設ではないことから、減免率を50%とする。
本市に所在する社会教育関係団体がその目的達成のための行事に利用するとき	100%	本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	50%	社会教育に関する公益性が高い活動で、児童生徒の教育の推進に貢献できるため。なお、コミュニティ活動施設ではないことから、減免率を50%とする。
市長が認める自主活動を行う団体が健康増進等を目的とした行事に利用する場合	50%	健康づくりセンターに登録する自主学習グループがその目的達成のために利用するとき	50%	健康づくりセンターの設置目的である健康の増進に該当することから市長特認事項として定める。

【参考 1】 条例施行規則で制定するもの

ウ その他市長が特に必要と認める分

現 行		改正案		考え方
項 目	減免率	項 目	減免率	
その他市長が特別の理由があると認める者	市長が定める額	市長が特に必要と認めるとき	減免理由に応じて、減免率を 100 % または 50% とする	市の施策を推進するため。 ただし、減免の実施は、歳入を減少させ市の財政に影響を与えることを念頭に、真に必要なものに限定する。

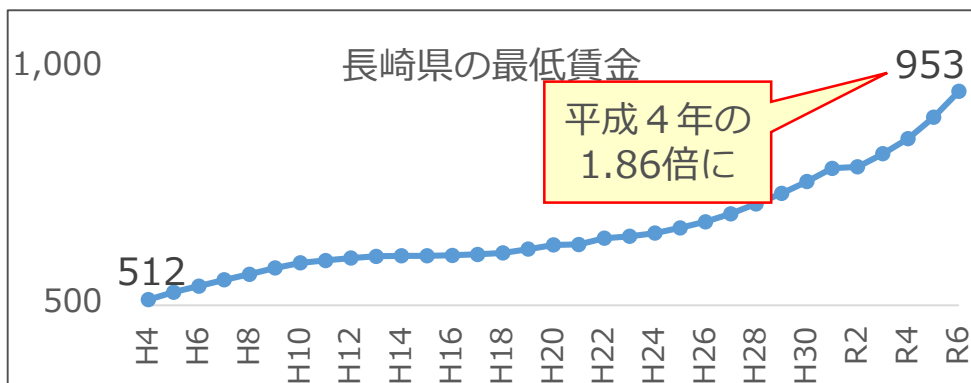
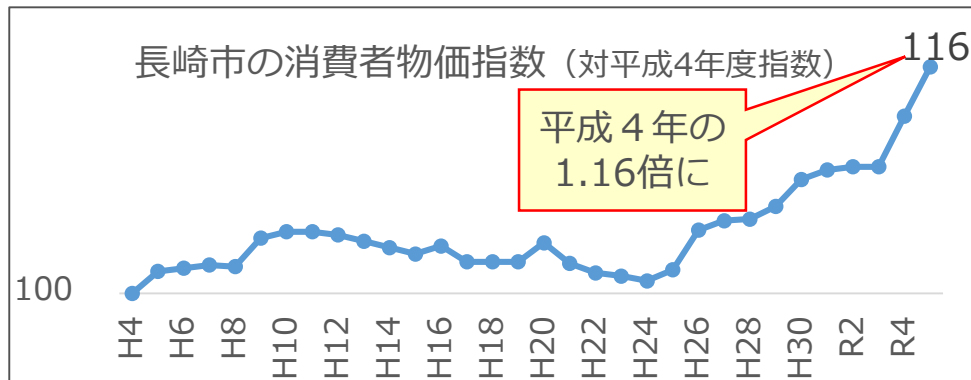
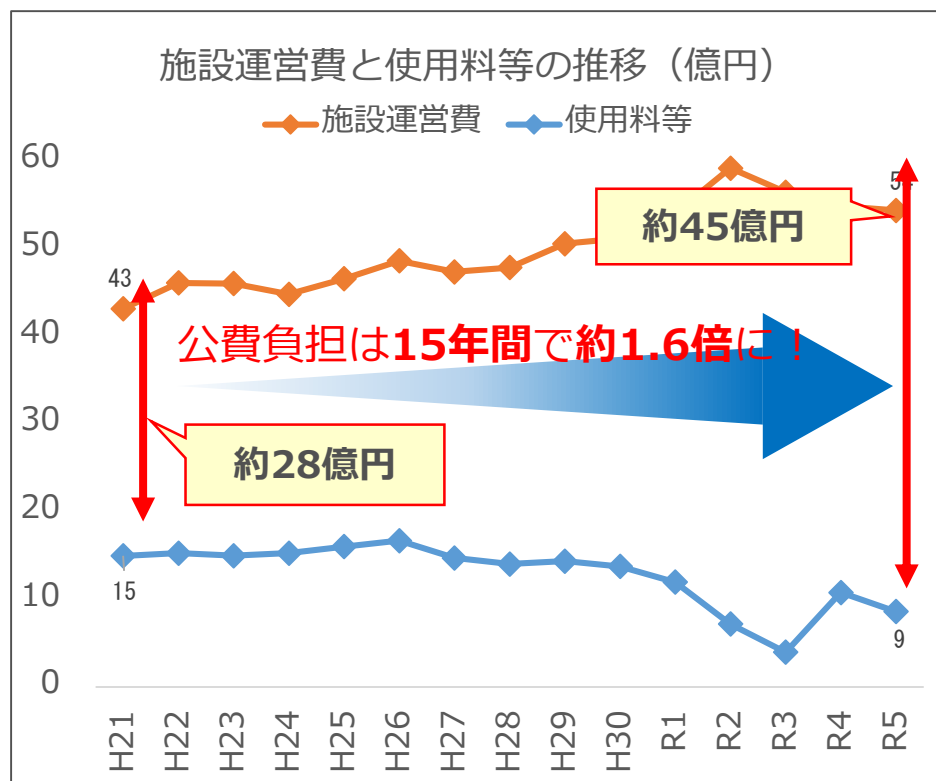
【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

ア 現 状

使用料や手数料については、これまでも改定を検討していたが、消費税の改定に伴うものを除き、平成4年度以降約30年間改定していない。

この間、人件費や物件費などの**施設運営費は増加し続けている**ため、本来、施設の利用者が負担する**使用料で賄うべき施設運営費を賄えておらず**、不足分は**公費（税金等）で補っている**状況である。
なお、手数料においても同様の状況にある。



【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

イ 問題解決に向けて

(ア) 受益者負担の適正化

施設の運営費等のコストを明確にし、令和6年度に策定した「**使用料・手数料の算定方針**」に基づき、全庁統一的な考え方に基づいた使用料・手数料を設定することで、**受益者負担の適正化**及び**持続的な市民サービスの提供**を図る。

なお、本見直し後も定期的な見直しを実践し、適切な受益者負担に基づく料金設定を行う。

施設の運営コスト、 使用料等収入及び利用者数の明確化

(イ) コスト適正化の取組み

a 施設運営コスト等の適正化

既存の経費が過大となっていないか精査し、**業務内容や必要な人数等の適正化**を図るとともに、コスト削減や市民の利便性向上を図るため、キャッシュレス化等の**デジタル化を推進**する。

b 施設の運営手法の見直し・廃止検討

運営コストに対する使用料が安価な施設については、使用料を見直すだけでなく、**利用者の増加策**や**運営費の削減**のほか、**施設の統廃合や民間への貸付を検討**する。

受益者負担・ 公共施設運営の適正化

(ウ) 持続可能な財政運営

適正な受益者負担及び公費負担割合とすることで、**持続可能な財政運営**に寄与する。

【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ア 算定方法

使用料は、施設の維持管理に係る「原価（コスト）」と「受益者負担率」に基づき算定する。

■入館施設（個人単位で使用する施設）

1人あたりの原価（コスト）

$$\text{1人あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{年間目標利用者数}} \times \text{受益者負担率}$$

■貸館施設（貸出スペースごとで使用する施設）

1室1時間あたりの原価（コスト）

$$\text{1室1時間あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{施設全体の貸出可能面積} \times \text{年間開館時間} \times \text{実稼働率}} \times \text{室面積} \times \text{受益者負担率}$$

イ 原価（コスト）

使用料算定における原価（コスト）は施設運営コスト及び施設整備等コストとする。

（ア）施設運営コスト	人件費、各種委託料、備品購入等の物件費など施設の運営に必要な直接コスト
（イ）施設整備等コスト	施設設備に係るコスト（国庫補助等を除いた額を減価償却のうえ算出）

【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ウ 受益者負担率

使用料は受益者負担の原則に基づき算定するが、施設の設置目的や提供するサービスに配慮する必要があることから、施設毎に適正な受益者負担率を設定する。

 高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：100%以上 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	受益者負担率：0% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
 高い ← 市民生活上の必要性 → 低い			

【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

工 激変緩和措置

使用料算定の結果、急激な値上げとなる場合、市民生活への影響が懸念されるため、次のとおり激変緩和措置を設定する。ただし、市民生活への影響が過大ではない場合は設定しない。

現行料金	激変緩和措置	適用期間
～250円	2倍	次期見直しまで
251～500円	1.5倍	
501～2,000円	1.4倍	
2,001～10,000円	1.3倍	
10,001円～100,000円	1.2倍	
100,001円以上	1.1倍	

才 減 免

使用料の減免によって減額される使用料収入は公費で充当することから、**減免は例外的な取扱い**であるため、市が推進する施策に貢献できる公益性が認められる「**合理的な理由**」がある場合のみ、**例外的に減免**することができることとし、該当しないものは減免しない。

【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(3) 手数料

ア 算定方

手数料は、役務を提供するための「原価（コスト）」に基づき算定する。

$$\text{手数料} = \text{原価（コスト）}$$

イ 原価（コスト）

手数料算定における原価（コスト）は人件費及び物件費とする。

（ア）人件費	1分あたりの人件費（職種別平均給与単価） × 平均処理時間
（イ）物件費	直接物件費 ÷ 年間処理件数

ウ 激変緩和措置

使用料と同様に設定可能とする。

エ 減 免

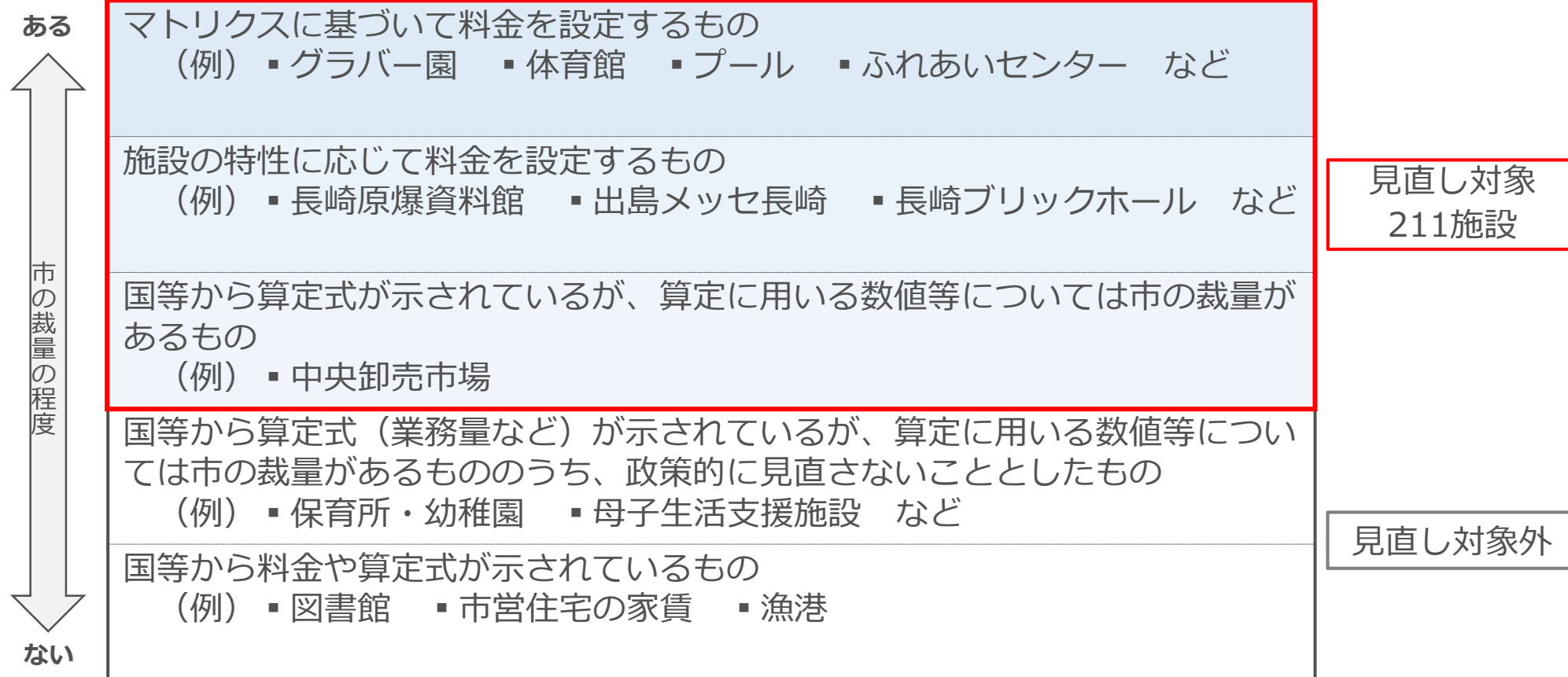
使用料と同様に設定可能とする。

(4) 定期的な見直し

使用料及び手数料の定期的な見直しについては、「使用料・手数料の見直しの方針」に基づき、**原則として5年毎に実施**する。また、社会情勢の変化や政策的措置等を適切に反映するため、経済状況の急変などに対応する必要がある場合は、前倒して見直しを行う。

【参考3】使用料の改定

(1) 見直しの対象



【参考3】 使用料の改定

(2) 各施設の受益者負担率

 高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 港湾施設（切符売場）	受益者負担率：75%	受益者負担率：100%～ 文化財、観光施設、公園施設（ロープカー） ホール型施設（交流拠点施設） 市営宿泊施設、市有墓地、商業振興施設、 農林業振興施設、市営駐車場、レクリエーション施設 港湾施設（売店等） 健康増進・入浴施設（公衆浴場以外）
	受益者負担率：25% 火葬場	受益者負担率：50% スポーツ施設、公園施設（スポーツ施設） 博物館、こども遊戯施設 ホール型施設、公園施設（屋外ステージ）	受益者負担率：75%
	受益者負担率：0% 街区公園、公園施設（通常公園部分）	受益者負担率：25% 市民活動施設、コミュニティ活動施設 自主学习・研修施設 その他の会議室	受益者負担率：50% 健康増進・入浴施設（公衆浴場）
 高い 市民生活上の必要性 低い			

1 見直しの背景と対応

- 指定管理者制度導入施設のうち利用料金制を適用している施設については、利用料金収入額を変更し、指定管理委託料又は固定納付金の見直しを行う必要がある。
- 一方で、これまで使用料・手数料（以下「使用料等」という。）の見直しを30年以上行っておらず、指定管理者による集客努力をもってしても、十分に使用料等改定の効果が発揮できない場合も想定される。
- 協定書の責任分担表においては、「施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更」及び「長崎市の事情による利用者の減」の責任は長崎市が負うものとしている。
- 市の施策として使用料等の見直しを進める中、それに伴うリスクを指定管理者に負わせることがなく、安定した施設の管理運営を行うことができるよう、指定管理者にとって不利とならない対応を行う。

（参考）協定書における責任分担表（抜粋）

項目		長崎市	指定管理者
制度・法令変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
利用者の変動	長崎市の事情による利用者の減	○	
	当初の事業計画の利用者見込みとの相違		○

2 令和8年度における対応について

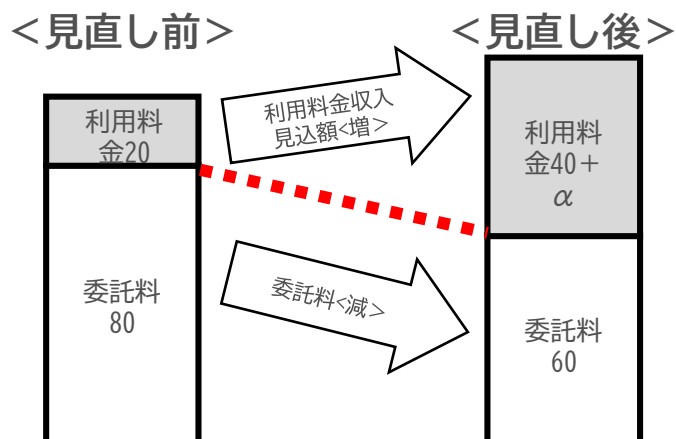
利用料金併用制の施設

※一部を市からの指定管理委託料で、残りを利用料金で賄う
(使用料等の見直しに伴い利用料金の改定を行う施設)

- 原則として、利用料金制の適用施設は、見直し後の利用料金の基準額（以下「新料金」という。）を踏まえて、委託料の算定を行う。
- 一方、令和8年度においては、使用料等の見直しを長期間実施していないことから、指定管理者の集客努力をもってしても、利用者数の減など、十分に料金改定の効果が発揮できない場合も想定されるため、特例として現行の委託料を据え置くこととする。

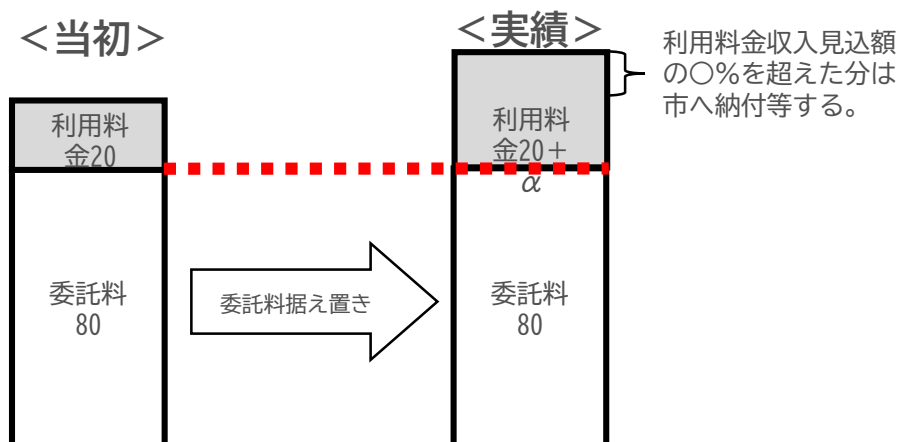
原則

- 利用料金収入見込額の「増」に伴い、委託料は「減」となる。



令和8年度

- 令和8年度においては、特例として現行の委託料を据え置く。
- 現行の協定書の考え方と同様に、利用料金収入見込額の〇%までは指定管理者の収入とし、それを超えた分は市への納付若しくは利用者への還元に充てるものとする。



3 使用料等の見直しに伴う経費の対応

- 指定管理業務として対応するものは、指定管理者と協議のうえ、令和8年4月からの見直しに向けた準備行為として、令和7年度に負担金等の必要な財政措置を講じる。

（広報物の印刷製本費や券売機改修委託料など）

4 スケジュール

時期	指定管理者制度導入施設	令和8年4月の更新施設
令和7年 8月 9月 10月 11月 12月	9月市議会条例改正 （各施設の使用料等の見直し） - 指定管理者と協議 ※必要に応じ補正予算計上	- 公募開始 9月市議会条例改正 （各施設の使用料等の見直し） - 指定管理者候補者の選定 11月市議会 （指定議案及び債務負担行為設定）
令和8年 1月 2月 3月 4月	2月市議会（当初予算） - 新料金の運用開始	2月市議会（当初予算）、協定締結 - 新料金の運用開始